

小田原市立病院と県立足柄上病院との
連携・協力の方向性

小田原市、神奈川県、神奈川県立病院機構

令和3年3月

小田原市立病院と県立足柄上病院との連携・協力の方向性は、小田原市立病院と県立足柄上病院の連携と協力に係る基本協定(令和2年10月26日締結)第2条第2項の規定に基づき、定めたものです。

小田原市立病院及び県立足柄上病院は、この方向性に基づき、神奈川県西構想区域における医療提供体制の構築及び推進に当たり、緊密に連携協力しながら取り組んでいきます。

また、2病院は、同構想区域内の医療機関との連携を強化し、医療需要や医療資源の状況に応じた、2病院を含む同構想区域内の医療機関それぞれの特色や強みを活かす機能分化・連携強化を進めることにより、同構想区域において高度急性期から急性期、回復期、在宅医療までの切れ目のない地域完結型の医療提供体制を構築し、もって、地域住民に将来に渡り安全・安心で質の高い医療を安定的に提供していきます。

令和 3 年 3 月

小田原市長 守 屋 輝 彦

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

地方独立行政法人神奈川県立病院機構

理 事 長 吉 川 伸 治

小田原市立病院と県立足柄上病院との連携・協力の方向性

	目 次	頁
I	県西構想区域の課題	1
II	基本的考え方	1
III	将来の医療需要を踏まえた医療提供体制の構築	2
1	2病院の診療機能の確保・充実強化の方向性	2
2	2病院の具体的な診療機能と連携の内容	3
	(1) 高度急性期、急性期医療	3
	(2) 回復期医療	4
	(3) 救急医療	4
	(4) 主要な疾患等の医療提供体制の強化	4
	(5) 地域包括ケアシステムの構築	5
	(6) 小児・周産期医療	5
	(7) 感染症医療・災害医療などの危機管理	6
	(8) 住民の健康管理	7
	(9) 地域医療支援	7
3	医療人材の育成確保や医療資源の有効活用に関する取り組み	7
	(1) 医療人材の育成確保	7
	(2) 医療機器の共同利用	8
	(3) ICTを活用した医療情報ネットワーク構築に向けた検討	8
	(4) 臨床研究の推進	8
参考	小田原市立病院と県立足柄上病院の連携と協力に係る基本協 定書	9

I 県西構想区域の課題

- 県西構想区域（以下「構想区域」という。）においては、人口減少と高齢化が急速に進む中、今後急速に増加する入院医療や在宅医療等の医療需要の増加（2030年をピーク）に対応し、不足する病床機能の確保が必要である。
- 病床機能として、高度急性期・急性期医療では、救急や急性期疾患等における、地域完結を目指した医療提供体制の維持・確保が、回復期医療では、今後必要となる回復期リハビリテーションや地域包括ケア病棟など、さらには、在宅医療の充実に向けた後方支援のための急性期や回復期の病床の確保が重要となる。
- こうした機能の確保にあたっては、地域における医療従事者の充足状況、人口密度が低く、地勢的に広範囲の医療を担わなければならない地域があることに留意し、医療資源の有効活用を図ることが不可欠なことから、基幹病院である公立2病院（小田原市立病院と県立足柄上病院）を核として構想区域内でのより一層の連携が求められる。
- さらに、今回の新型コロナウイルス感染症では、救急医療、感染症、災害時医療や地域の医療機関との連携などの課題が明らかとなった。
- こうしたことから、小田原市立病院と県立足柄上病院は、構想区域における医療提供体制の構築及び推進を図るため、小田原市、神奈川県及び地方独立行政法人神奈川県立病院機構の三者による「小田原市立病院と県立足柄上病院の機能と協力をに係る基本協定（参考1）」（令和2年10月26日締結）の趣旨を踏まえ、構想区域内の市町や医療機関等との連携を強化しながら、取り組む必要がある。

II 基本的考え方

- 小田原市立病院及び県立足柄上病院は、構想区域における医療提供体制の構築及び推進に当たり、緊密に連携協力しながら取り組んでいく。

- 2病院は、構想区域内の医療機関との連携を強化し、医療需要や医療資源の状況に応じた、2病院を含む構想区域内の医療機関それぞれの特色や強みを活かす機能分化・連携強化を進めることにより、構想区域において高度急性期から急性期、回復期、在宅医療までの切れ目のない地域完結型の医療提供体制を構築し、もって、地域住民に将来に渡り安全・安心で質の高い医療を安定的に提供する。

Ⅲ 将来の医療需要を踏まえた医療提供体制の構築

県内でも特に高齢化が進む構想区域において、将来の医療需要や、医療資源の有効な活用が求められている状況、新型コロナウイルス感染症等で明らかになった課題を踏まえ、2病院において、診療機能の充実強化を次の方向性で進めるとともに、地域の医療機関との相互連携のもとで、地域医療提供体制の構築及び推進を図る。

1 2病院の診療機能の確保・充実強化の方向性

(1) 小田原市立病院

- ▶ 救命救急センター（三次救急医療機関）として高度急性期・急性期を中心とした医療の提供
- ▶ 小児・周産期医療と高度医療の提供
- ▶ 地域がん診療連携拠点病院として地域の中心となって質の高いがん治療の提供
- ▶ 災害拠点病院としての災害時における診療機能の維持
- ▶ 地域医療支援病院として紹介患者に対する医療提供、かかりつけ医等の支援などの地域医療の確保
- ▶ 臨床研修病院や専門研修施設として医療人材の育成や総合的な診療体制の維持
- ▶ その他基幹病院として必要な機能の確保

(2) 県立足柄上病院

- ▶ 救急医療（二次救急医療機関）として、急性期医療の提供

- ▶ 構想区域の回復期機能との連携強化による、急性期から在宅医療の後方支援までのシームレスな回復期医療の充実と高齢者医療の提供
- ▶ 地域需要に応じ、総合診療科を核に複数疾患が併存する患者に対する包括的な診断・治療、生活機能障害に対する総合診療の実施
- ▶ 災害拠点病院としての災害時における診療機能の維持
- ▶ 地域医療支援病院として地域医療への積極的支援、地域包括ケアの推進
- ▶ 第二種感染症指定医療機関として、二類感染症（結核など）や新型インフルエンザ等新興感染症に対する治療の提供
- ▶ 臨床研修病院や専門研修施設として医療人材の育成や総合的な診療体制の維持
- ▶ その他基幹病院として必要な機能の確保

2 2 病院の具体的な診療機能と連携の内容

(1) 高度急性期、急性期医療

構想区域において必要な救急医療や急性期疾患等については、構想区域内でのアクセス状況を踏まえ、引き続き患者の重症度に応じて、救命救急センターを有する小田原市立病院と二次救急医療機関の県立足柄上病院が、地域の二次救急医療機関との連携を強化し、高度急性期や急性期への流れを構築することにより、地域完結型を目指した医療提供体制の維持・確保を図る。

◇小田原市立病院の新病院ではヘリポートの設置や救命救急センターの機能拡充、手術室の拡充、ICU・CCU等の集中治療室の充実を図り、県立足柄上病院では地域の二次救急を担う機能を強化する。

(2) 回復期医療

小田原市立病院と県立足柄上病院は、回復期の強化などを目指す病院との連携を強化し、構想区域内における回復期機能の充実を図る。

特に、県立足柄上病院は、将来的な地域医療のニーズを見据え、構想区域内の回復期機能を担う医療機関等との連携を強化しながら、高度急性期・急性期からの円滑な移行支援、術後からの早期の専門的リハビリテーション提供による機能回復支援、在宅復帰後の在宅医療の後方支援までをシームレスに対応できるよう、回復期医療の充実を図る。

(3) 救急医療

高齢者を中心に需要の増加が見込まれる救急医療を構想区域内でカバーするため、小田原市立病院の三次救急機能（救命救急センター）及び県立足柄上病院の二次救急機能の強化を核として、構想区域における初期、二次、三次救急を担う医療機関間や消防との連携強化により、救急医療体制の構築を進める。

(4) 主要な疾患等の医療提供体制の強化

高齢化の進展により、がん、急性心筋梗塞、脳卒中、糖尿病、肺炎、骨折などの疾患は、医療需要が増加する。

このため、小田原市立病院は関連する診療科の連携による専門的な医療チームを形成するセンター化も視野に入れて、各領域における高度専門医療の充実強化をはかる。また、地域がん診療連携拠点病院として構想区域内におけるがん放射線治療の集約化や内視鏡検査、超音波検査、PET/CTなどの活用による早期発見・早期治療につなげるなど、がん治療の充実を図る。

県立足柄上病院は救急医療を軸とした急性心筋梗塞医療、脳卒中医療を提供する。また、がん医療として、手術、化学療法を中心とする集学的治療や内視鏡センターにおける胃がんなどの消化

器検診、診断から低侵襲の治療を実施するとともに、地域需要に応じ、総合診療や高齢者医療、整形外科医療（人工関節センター等）を核とした早期診断・重症化防止・機能回復リハビリまでの一貫した包括的な治療の充実強化を図る。

県立足柄上病院が担うがん放射線治療については、小田原市立病院に集約化を図る。

(5) 地域包括ケアシステムの構築

在宅医療の需要の増加に対応し、小田原市立病院と県立足柄上病院とは、地域医療支援病院として、地域の医療機関との連携を推進し、両病院がともに、各地域における地域包括ケアシステムの推進を図る。

小田原市立病院は、在宅療養後方支援病院・在宅療養支援診療所等との連携強化により重症患者の速やかな受入体制を整えることで機能の充実を図るとともに、地域医療者等の研修を通じて在宅医療を支援する。

県立足柄上病院では、医療資源が限られる中で、構想区域の回復期機能を担う医療機関と連携しながら、回復期機能の充実や、在宅療養後方支援病院として急変時の受入れ強化を図るとともに、医師会との連携のもとに、医療介護関係機関の支援や福祉を始めとする関連領域との連携をより一層進める。

(6) 小児・周産期医療

小児医療は、小田原市立病院が構想区域における小児医療の基幹病院として、通常の外来や入院診療のほか、医師会との連携で小児夜間救急医療も提供し24時間体制で新生児や小児救急に対応するほか、NICUを備えて産科と共に治療が必要な新生児や未熟児への医療提供体制を維持する。

県立足柄上病院は、小児の通常の外来診療の実施のほか、子どもの成長や発達に係る診療の充実を図るとともに、市町の乳幼児

健康診査・小児予防接種や子育て支援事業に積極的に協力し、住民が身近なところで、子どもの成長に応じた診療や保健事業を受けられるよう取り組む。

また、周産期医療は、小田原市立病院が地域周産期母子医療センターとして、引き続き自然分娩からハイリスク分娩まで24時間対応できる体制を維持しながら、分娩取扱医療機関も担う。

県立足柄上病院が担う分娩については、足柄上地域における分娩可能な医療機関の状況や医療ニーズを踏まえて、小田原市立病院に集約化を図る。

(7) 感染症医療・災害医療などの危機管理

感染症医療については、県立足柄上病院が第二種感染症指定病院としての役割を果たすとともに、感染症の拡大状況に応じ、2病院が連携して構想区域の医療提供体制の確保を図る。

◇小田原市立病院の新病院は感染患者受入れを想定した動線や病棟・病室の整備を検討し、県立足柄上病院は施設の再整備などの検討を進める。

災害医療については、小田原市立病院と県立足柄上病院は、災害拠点病院として、災害発生時に速やかな診療機能の復帰・維持を行うとともに、圏域内の医療提供体制を維持するため、相互補完、相互連携を行う。また、他地域における災害発生時にDMATの派遣や広域からの傷病者等の受入れを行うなどの災害時の医療協力体制を確保する。

◇小田原市立病院の新病院は免震構造や1階床レベルが浸水しない計画にするほか、ヘリポートの整備、DMAT専用スペースやトリアージスペースの確保と配置など、災害時の診療機能の継続と提供が可能となる施設整備を行い、県立足柄上病院

は大規模地震や頻発する風水害に耐えうる構造とするため、施設の再整備などの検討を進める。

(8) 住民の健康管理

住民の主体的な健康管理を推進するため、小田原市立病院では、国民健康保険法による直営診療施設としての機能を維持し、県立足柄上病院では特定健診・保健指導やがん検診、健康意識の向上に向けた普及啓発を行う。

(9) 地域医療支援

小田原市立病院は地域医療支援病院として、小田原・足柄下地区（小田原医師会）を中心に構想区域内やその周辺区域からの医療機関からの紹介患者に対する医療の提供、高度医療機器の共同利用のほか、地域の医療機関の医師が医療機器を利用しやすく研修会に参加しやすい環境を整備する。

県立足柄上病院は、同じく、地域医療支援病院として、かかりつけ医の支援、地域医療従事者の研修、施設の共同利用等を通し、地域医療機関との連携強化を図るほか、診療所への医師派遣などにより、南足柄・足柄上地域（足柄上医師会）を中心に広域における医療提供体制の維持確保に努め、相互に連携することで地域医療の確保を図る。

3 医療人材の育成確保や医療資源の有効活用に関する取り組み

上記2病院の診療機能の充実強化による医療提供に当たり、構想区域における医療資源の効率的な活用や、臨床研究の推進に取り組む。

(1) 医療人材の育成確保

医師の人材育成に当たり、2病院において、医師の初期臨床研修病院としてのプログラムの充実、専門医制度の連携施設（小田

原市立病院)や基幹施設(県立足柄上病院:総合診療など)としての専攻医の育成を支援する。

地域の医療職を対象に、小田原市立病院は、地域がん診療連携拠点病院としての専門的な研修や、地域医療支援病院としての地域医療機関との連携等により、また、県立足柄上病院は、地域医療支援病院として医師会や医療機関との研修などの充実を図る。

2病院ともに、看護師、薬剤師などの医療技術職の養成施設への講師派遣や実習受入れにより育成を支援するほか、足柄上病院では看護師の特定行為に係る指定研修機関として、また、回復期医療を担う専門人材など、地域に必要な人材育成を支援する。

(2) 医療機器の共同利用

2病院は地域医療支援病院として、それぞれが専門性に応じて保有する高度医療機器や手術室等の施設について、地域における共同利用の促進を図る。

◇例 小田原市立病院 PET/CT、RI、MRI、CT

足柄上病院 骨密度測定装置、CT、MRI、RI、マンモグラフィ

(3) ICTを活用した医療情報ネットワーク構築に向けた検討

地域の医療機関との間で、必要な診療情報やデータの共有を進めるなど、地域医療介護連携ネットワークシステムの構築に向けた取組みを進める。

(4) 臨床研究の推進

構想地域の医療の質の向上に貢献するため、小田原市立病院では、治験等の積極的な実施や大学等との共同研究を推進し、県立足柄上病院では、高齢者医療の幅広い症例に基づく臨床研究を推進する。

(参考)

小田原市立病院と県立足柄上病院の連携と協力に係る基本協定書

小田原市（以下「甲」という。）、神奈川県（以下「乙」という。）及び地方独立行政法人神奈川県立病院機構（以下「丙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、少子高齢化の急速な進展に対応し、県西地域における医療提供体制の充実を図り、もって地域住民に、将来に渡り安全・安心で質の高い医療を安定的に提供するため、甲が開設する小田原市立病院と、乙が設立し、丙が開設する県立足柄上病院の公立2病院が、緊密に連携及び協力することを目的とする。

(連携協力事項)

第2条 小田原市立病院及び県立足柄上病院は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- (1) 県西地域における医療提供体制の構築及び推進に関すること
- (2) 2病院の機能の充実強化に関すること
- (3) 人材の育成確保及び医療資源の有効活用に関すること
- (4) その他、県西地域の医療の推進及び地域医療構想の実現に関すること

2 前項の連携協力に係る具体的な内容については、甲、乙及び丙が別途協議の上、別に定めるものとする。

(連携推進会議)

第3条 前条の連携協力事項を円滑に推進するため、「小田原市立病院及び県立足柄上病院連携推進会議」を設置する。

2 連携推進会議は、地域医療構想の実現に向け、県西地区保健医療福祉推進会議と密接に連携することとし、その構成及び運営に関する事

項は、甲、乙及び丙が協議の上、別に定める。

(期間)

第4条 本協定の有効期間は、締結日から令和3年3月31日までとする。

2 前項の協定の有効期間が満了する日の1月前までに、甲、乙及び丙のいずれもが書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間、本協定は更新されるものとし、以後も同様とする。

(その他)

第5条 この協定に定めるもののほか、必要な事項は、甲、乙及び丙が別途協議して定める。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙それぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

令和2年10月26日

甲 神奈川県小田原市荻窪300番地
小田原市長 守屋 輝彦 (自署)

乙 神奈川県横浜市中区日本大通1
神奈川県知事 黒岩 祐治 (自署)

丙 神奈川県横浜市中区本町2丁目22番
地方独立行政法人神奈川県立病院機構
理事長 吉川 伸治 (自署)